みなみたね
第 62 号
令和2年1月発行

農業委員会だより

発行：南種子町農業委員会
編集：農業委員会振興部
電話：農業委員会事務局
0997-26-1111
（内線 300・301・302）

Minamitane Town Board of Agriculture Infomation



第 37 回農業者年金友の会
親善ゲートボール大会





令和元年度　ふるさと祭り

目　次

新年のご挨拶・農業委員会の主な活動内容……2
農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介……3
農地を貸したい，借りたい人のための制度・農地パトロールを実施……4
農地転用・農地の貸し借りや売買・相続等……5
新規就農者紹介・農地等利用の最適化に関する指針……6
農業者年金に加入して安心で豊かな老後を・農業者年金受給者の皆さんへ……7
令和２年現地調査・定例総会予定表・第３７回通常総会を開催・編集後記……8

新年 あけまして おめでとうございます



ご家族お揃いで輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

南種子町農業委員会は，平成２８年４月の「農業委員会等に関する法律」の改正を受け，平成２９年７月より新体制で業務を開始し３年目となりました。

農業委員会の必須の業務は「農地等の利用の最適化の推進」であり，その業務の推進のため農業委員・農地利用最適化推進委員共にその使命を果たすべく日々邁進してまいります。

昨年を振り返りますと，全国各地で台風等自然災害により農作物等に甚大な被害をもたらした年でありました。しかしながら本町に於いてはさほど被害はなく基幹作物の甘藷・サトウキビにおきましては期待できる収穫が見込める年になったのではないかと感じたところであります。

令和２年は更なる豊作の年でありますよう念願してやみません。

農業委員会に課せられた使命は，農業を成長産業として位置づけ，農地を守り農業所得を増やし農業・農村を元気にすることが最大の目的と考えます。 今後とも各種補助事業を活用し，農地の利用集積の促進，担い手農家への農地の集積，認定農業者への経営確立の支援，遊休農地や違反転用の発生防止・解消のため農地パトロールなど「人と農地」対策を中心に農地基本台帳の整備を実施し，農地基本台帳及び農地地図システムを活用した地域農業振興に取り組んで参ります。

今後とも皆様の変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに，令和２年も更なる飛躍が期待されることを願いつつ，今年の豊作と皆様のご健康とご多幸をご祈念申し上げ，新年のご挨拶と致します。

南種子町農業委員会の主な活動内容

● 農業委員

1．農地の貸借や売買の許可，決定など及び農地転用などへの意見
　1）農地の貸借・売買の許可，決定など
　2）遊休農地に対する措置
　3）農地転用許可への意見
　※ 違反転用への対応
2．農地利用最適化推進指針等の作成

● 農地利用最適化推進委員

1．　担当地区内の農地利用の最適化のための実践活動が主体
　1）担い手への農地利用への集積・集約化
　2）耕作放棄地の発生防止・解消
　3）新規参入への支援活動
2．　総会などに出席し，農地利用の最適化推進に関する意見を述べる
3．　農地利用最適化推進指針の作成に参画

農業委員会活動は，農業者の公的代表として，農業生産の基盤となる農地を貴重な資源と位置づけ，農地を守り有効利用を図るため，定期的に農地パトロールを実施し，耕作放棄地の調査・遊休農地の解消，無断転用の防止に努めております。

法令業務としまして，農地の権利移動や農地転用などの許認可につきまして制度の適正な運用を図り公正・公平な審議に努めております。

◎ 農地に関する相談は，お気軽にお近くの農業委員・農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。

南種子町農業委員の紹介

氏　名	担当地区	TEL	氏　名	担当地区	TEL
石堂　かよ子 <会　長>	茎永全域	26-7645	中里　安男	下中全域	26-6249
西田　三郎 <職務代理>	上中（焼野・上野・山崎・仲西・西之町）	26-0319	西田　暁	平山全域	26-7372
髙田　照美 <農地部長>	西之（宮造牧・砂坂・野尻・木原・小田・前之原・下西目）	26-6820	寺田　誠 <振興部長>	上中（大字都・上之平・本町・共栄・新栄町・河内）	26-6389
古市　道則	長谷全域	26-0524	牛野　進一郎	西海全域	26-0654
池亀　昭次	島間（仲之町・田尾）	26-4260	河野　律雄	西之（野大野・上瀬田・平野・田代・本村・崎原）	26-0694
小山　重和	島間（向方・大久保・小平山）	26-4657	※農地に関する相談等は，各地区担当の農業委員・農地利用最適化推進委員へ		


石堂　かよ子


西田　三郎


髙田　照美


古市　道則


池亀　昭次


小山　重和


中里　安男


西田　暁


寺田　誠


牛野　進一郎


河野　律雄

南種子町農地利用最適化推進委員の紹介

氏　名	担当地区	TEL	氏　名	担当地区	TEL
雨田　俊孝	長　谷	26-0418	片板　大作	茎　永	26-7736
髙田　正一	下　中	26-6812	小脇　浩一	西　之	26-1063
小山　幸良	島　間	26-4035	柳田　和則	上　中	26-0807
中峯　哲義	西　海	26-0470	中畠　一三	平　山	26-7656


雨田　俊孝


髙田　正一


小山　幸良


中峯　哲義


片板　大作


小脇　浩一


柳田　和則


中畠　一三

農地を貸したい，借りたい人のための制度

農地中間管理機構

高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け，認定農業者や集落営農組織などの担い手や新規に農業を始めたい方などに貸し付ける公的機関。農地の集積・集約化を進めるため，中間的受け皿となる組織です。



- 農地の借り手が見つからない。
- 面積を減らして経営農地の一部を貸したいと考えている。
- 農業を引退したいので農地を誰かに貸したい。

出し手

貸出意向の表明
- 利用意向調査
- 人・農地プランアンケート

受け手

公募への応募
- 借りたい農地の情報



- 経営農地の拡大を検討中の方！
- 分散した農地の集約化を検討中の方！
- 新規に農業を始めたい方！

あっせん・マッチング

農地中間管理機構

- 受け手（担い手）が見込める農地を借り，受け手（担い手）へ貸し付けます。
- 借受農地の管理を行います。

農地を貸す期間はできるだけ 10 年以上とします。

賃料は，地域の水準を基本とします。

～限りある農地を守るために～

農地パトロールを実施!



農業委員会は，定期的に農地パトロールを実施しています。 特に 5 月と 11 月を強化月間として位置づけ，農地部員による農地パトロールを実施しました。

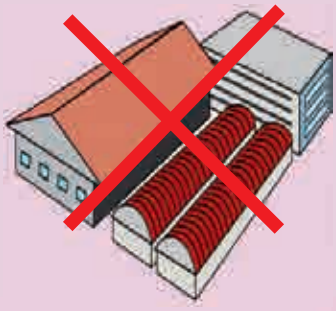
農地の利用状況を確認し，遊休農地の解消など農地を有効利用する活動の一環としてパトロールを行います。

また，無断転用や不法投棄されている農地はないか調査し，これらの農地について是正指導を行うこととしています。

農地の転用には許可が必要です。

農地の無断転用はぜったいダメ!

農地を農地以外に利用する場合は，農地法の規定による農地転用の許可が必要になります。



●住宅を建てる
●農業用施設を建てる（条件により届出のみの場合（自己所有農地の面積が 200 ㎡未満）があります）
●資材置場や建設残土捨て場にする
●樹木を植林する
●太陽光発電設備を設置する　など

農地は，大切な食料の供給基盤です。
一度農地以外に利用されると元に戻すことは極めて難しいことから，転用は計画的な土地利用のもとに適切に行われる必要があります。具体的な転用目的の無い投機目的，資産保有目的での農地の取得は認められていません。許可を受けないで農地を転用する場合や，転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には，罰則の適用もあります。

※農地を埋め立てたり，掘り下げをする場合も農業委員会へ届出する必要があります。

農地の貸し借りや売買はどうしたら？

農地を耕作目的で売買・貸借するには

農地を耕作目的のために所有権移転（売買・贈与・交換など），または貸し借りをする場合は，農地法第 3 条の規定による許可が必要です。（所有権移転の登記の際には，この許可書が必要となります。）



●今まではなんとか耕作してきたけど，後継者もいないので処分したい。
●経営規模を拡大したい。自分の圃場の近くに農地を借りたい。
●農地を相続したんだけど，自分では耕作できないし…誰か借りてくれる人はいないかな？

このような場合には，農業委員会またはお近くの農業委員・農地利用最適化推進委員へお気軽にご相談ください！

相続等によって農地を取得した場合には届出を

農地の相続等により，農地法の許可を受けることなく農地等の権利を取得した場合には，所在する農業委員会への届出が必要です。

農業委員会



● 届出が必要なのは相続（遺産分割及び包括遺贈を含む），法人の合併・分割，時効等により農地等を取得した場合です。
● 権利の取得を知った日からおおむね 10 ヶ月以内に届出を行ってください。

※届出をしなかったり，虚偽の届出をした場合には，10 万円以下の過料に処せられます。なお，この届出によって権利取得の効力を発生させるものではありません。

南種子町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として，明確に位置づけられました。

1．遊休農地の発生防止・解消

平成２９年度から令和４年度まで６年間かけて，遊休農地解消を達成する。１年間の遊休農地の解消面積は，５ヘクタールを目標とする。

2．担い手への農地利用の集積・集約化

人と農地の問題解決のため，「地域における農業者等による協議の場」を通じて，認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け，それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした現実可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

3．　新規参入の促進

平成２９年度から令和４年度まで６年間かけて，１６経営体の新規参入を目標とする。１年間の目標は３経営体とする。

令和2年　現地調査・定例総会予定表

	申請書締切り	現地調査			定例総会			
月	日	日	曜日	時間	日	曜日	時間	場所
1月	12/27	14	火	9：00	24	金	9：30	2F 大
2月	1/31	12	水	9：00	21	金	9：30	2F 大
3月	2/28	10	火	9：00	25	水	9：30	2F 大
4月	3/31	10	金	9：00	24	金	9：30	2F 大
5月	4/30	11	月	9：00	25	月	9：30	2F 大
6月	5/29	10	水	9：00	25	木	9：30	2F 大
7月	6/30	9	木	9：00	17	金	9：30	2F 大
8月	7/31	11	火	9：00	25	火	9：30	2F 大
9月	8/31	10	木	9：00	25	金	9：30	2F 大
10月	9/30	12	月	9：00	26	月	9：30	2F 大
11月	10/30	12	木	9：00	25	水	9：30	2F 大
12月	11/30	10	木	9：00	25	金	9：30	2F 大

南種子町農業者年金友の会　第３７回通常総会を開催

令和元年５月３１日町福祉センターにおいて，町農業者年金友の会第３７回通常総会を開催しました。

総会には会員 182 人中，委任状を含め 112 名が出席しました。石堂会長のあいさつに始まり，議事として令和元年度活動方針，計画（案）並びに予算（案）が提案され，原案どおり承認・決定されました。

総会終了後，町営ゲートボール場で親善ゲートボール大会が開催され会員相互の親睦と融和を図ることができました。

プレー中の会員の皆様の笑顔がとても印象的でした。



農業者年金で安心・豊かな老後を

～農業者の老後は国民年金だけでは不安です～

◎農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。

国民年金　＋　農業者年金

◎こんな方が**加入できます。**



①国民年金第１号被保険者

②年間６０日以上農業に従事

③２０歳以上６０歳未満の方

◎**積立方式**だから自分がかけた金額は年金として**生涯もらえます。**（仮に８０歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。）

◎保険料は **いつでも変更** できます。

月々２万円から６万７千円まで

◎支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の **節税** になります。

◎**政策支援**（保険料の国庫補助）が受けられます。

例：認定農業者等で青色申告者で３５歳未満の人は 10,000 円（5 割）補助

問い合わせ先　　お住まいの市町村農業委員会・JA の農業者年金担当

独立行政法人農業者年金基金
専門相談員　TEL. 03-3502-3199
企画調整室　TEL. 03-3502-3942

農業者年金受給者の皆さんへ（現況届を忘れずに！）

■現況届は，毎年５月末日頃に農業者年金基金より直接受給権者に送付されます。
■必ず，現況届を農業委員会へ提出してください。

新規就農者紹介



【畑作】

黒田　兆（29 歳）
（砂坂集落）

経営内容
：安納芋 100 a
：バナナ 100 a

●種子島に移住し１年目，自然豊かで温暖な気候の中で農業経営を目指す。
安納芋栽培で安定した収入を確保しつつ，反収の高いバナナ栽培に挑戦中。生産物を自らインターネット販売を行い更なる売り上げ増加を目指したいと意気込みを話してくれました。



【畑作】

松村　沙奈絵（37 歳）
（島間仲之町集落）

経営内容
：レザーリーフファン　8 a
：さつまいも（澱粉用）70 a
：馬鈴薯　30 a

●レザーリーフファンを中心にさつまいも等の栽培を行い，自然・気象条件に左右される中，早期準備・適期管理に従事し作物の収量増と良品質作物の出荷をし，地域農業振興に貢献したいと意気込みを話してくれました。



【畑作】

古市　洋幸（37 歳）
（平野集落）

経営内容
：さつまいも（澱粉用）50 a
：馬鈴薯　30 a

●温暖な気候を生かし，さつまいもの栽培と馬鈴薯の栽培をしています。
他の先輩農業者の指導を受け，意見を聞きながらその他の作物にも目を向け農業経営の規模拡大や展開をしていきたいと意気込みを話してくれました。

編集後記

振興部では、年一回「農業委員会だより」を発行しています。
その中で委員会の活動報告や農政情報など少しでも多くの方々へ農業に関係する情報を分かりやすくお届けできたらと思っています。
新体制となり三年目、農業委員・農地利用最適化推進委員は各地区の農業者の代表として身近な相談相手として活動してまいります。
新年を迎え、新たな気持ちで農業委員・農地利用最適化推進委員一同頑張りますので今後ともご指導・ご協力をお願いいたします。

振興部長　寺田　誠
委員　中里　安男
牛野進一郎
河野　律雄
西田　三郎
西田　暁



全国農業新聞

毎週金曜日発行 B3版 8～10頁建
購読料 1ヶ月 700円【送料，税込み】

お申込は農業委員会事務局・地区担当農業委員・
農地利用最適化推進委員へお問い合わせ下さい。

経営とくらしに役立つ情報をお届けします！